

2022 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 81 号条約オブザベーション（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
工業及び商業における労働監督に関する条約
1947 年（第 81 号）
日本（批准：1953 年）

委員会は、政府に対し、廃炉及び除染作業において、違反の原因や適用される労働基準の実施を確保するために取られた措置、実施された監督の数、これらの分野で認められた違反の件数や性質に関する情報を引き続き提供するよう要請する。また、政府に対し、2015 年から 2019 年にかけて、除染作業に従事する事業場に対する監督が大幅に減少した理由についての情報を提供するよう要請する。委員会は、政府に対し、匿名の苦情の件数とそれによる違反発見の頻度に関する情報を提供するよう再度要請する。委員会は、政府に対し、適用された罰則を含め、検察庁に送検された廃炉作業に関する 5 件及び除染作業に関する 17 件の結果についての詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、労働基準法令及びその他の法令に関する監督機関の職務の効果的な遂行を確保するために労働基準監督官の人数を十分なものとするために取られた具体的な措置に関する情報を提供するとともに、都道府県別及び男女別に区分した労働基準監督官の人数に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、労働基準監督官が直面する暴力、ハラスメント及びその他の外的圧力に関する見解について、意見を提供するよう要請する。委員会は、政府に対し、労働基準監督署職員に対する攻撃の事例及びそのような状況に対する司法上のフォローアップに関する詳細な情報を提供すること、また、労働基準監督官の職務遂行を妨害した場合に本条に基づき課される罰則の詳細を提供することを要請する。委員会は、政府に対し、妨害があった場合に、労働監督官の安全を確保し、その職務の効果的な遂行を確保するために取られた措置に関する情報を提供するよう要請する。

工業及び商業における労働監督に関する条約

1947年（第81号）

日本（批准：1953年）

委員会は、政府に対し、サービス部門、陸上輸送部門、製造部門及び建設部門が十分な数の効果的な監督の対象となることを確保するために取られた措置（必要な監督作業量を最大化し確保するために取られた具体的な措置を含む。）について、より詳細な情報を提供するよう要請する。委員会は、一般的な違反率が依然として高いことに加え、安全基準に関する違反率が増加していること、及び労働災害による死傷者数が増加していることに留意し、政府に対し、次回の報告において、労働安全衛生規定の違反数に関する個別の情報を提供するよう要請する。委員会はさらに、政府に対し、労働災害や職業病のリスクを最小化するための措置を含む、労働安全衛生分野で特に労働基準監督官によって実施された予防措置に関する情報について、即時の措置と、認められた違反に対して科された罰則を特定した上で、提供するよう要請する。

委員会は、労働時間に関する違反率が依然として高いことに留意し、政府に対し、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する新法の施行を含め、労働時間に関する法的規定の執行を強化するために取られた措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。この点について、政府に対し、「過労死ゼロ緊急対策」及び「働き方改革実行計画」に関連して講じられた措置の影響に関する情報を提供するよう要請する。委員会は、政府に対し、この問題に関し、法定の上限である罰金30万円（3,000米ドル）が課された事案の件数と、検察庁に送検された事案の司法処分の結果（罰金刑の上限の額が課された頻度、司法処分の結果）についての情報を提供するよう再度要請する。

委員会は、政府に対し、労働基準監督年報及び要約の写しを引き続き提出するよう要請する。委員会は、政府に対し、労働基準監督年報が、監督を受けるべき事業場の数及びそこで使用される労働者の人数に関する統計（第21条（c）に基づくもの）、並びに科された処罰の統計（第21条（e））を含むことに努めるよう、改めて要請する。

2023年条約勧告適用専門家委員会 IL0第87号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

結社の自由及び団結権の保護に関する条約

1948 年（第87号）

日本（批准：1965年）

委員会は、かかる協議の継続が、消防職員が自らの職業上の利益を保護するために自ら選択して組織を結成し、及び参加する権利の確保に向けてのさらなる進展に資するものになるという強い期待を再び表明する。委員会は、政府に対して、この点に関する進展についての詳細な情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、司法警察職員としての特定の職務に就いていない刑務官が、その職業上の利益を擁護するために自ら選択した団体を結成し、これに加入することができることを確保するための必要な措置を決定するために、社会的パートナー及びその他の関係者との協議にこれ以上遅滞することなく取り組むこと、及びこの点に関して取られた措置に関する詳細な情報を提供するよう改めて強く求める。

委員会は、報告書が本件に関する進展の兆候を何ら示していないことに深い遺憾の意を込めて留意し、政府に対し、国家の名の下に権限を行使するのではない公務員が、特に争議行為を行う権利といった労働基本権を完全に享受することの保障に必要な措置を決定するために、社会的パートナー及びその他の関係者との協議に、これ以上の遅滞なく取り組むよう促さざるを得ない。さらに、委員会は、政府に対し、関係する社会的パートナーが信頼を置いており、あらゆる段階において参加が可能であり、また、そこで一度下された裁判は完全かつ迅速に実施される、効果的で公平かつ迅速なあっせん・仲裁手続を確保することを目指した、現行制度の見直しに関する関係する社会的パートナーとの協議を再開することを促す。委員会は政府に対し、本件に対して取られた有意義な措置について情報を提供することを期待する。

委員会は政府に対し、これらの改正の導入を通じて、地方公共団体の組合が長年有していた労働組合権が奪われないことを確保するために、関係する社会的パートナーと協議の上、自律的労使関係制度の検討をこれ以上遅滞することなく促進するよう再び促さざるを得ない。委員会は政府に対し、この点に関する有意義な措置について詳細な情報を提供することを期待する。

委員会は政府に対し、関係する社会的パートナーと協議の上、総会委員会の勧告を実施するための期限付きの行動計画を定めるために、これ以上の遅滞なく必要な措置を講じるよう促さざるを得ない。委員会は、政府がこの点に関する具体的な措置を報告することを期待する。

**第 112 回 (2024 年) ILO 総会基準適用委員会
日本案件第 87 号条約個別審査 議長集約仮訳 (6 月 14 日)**

委員会は、政府から口頭及び書面で提供された情報及び続いて行われた議論に留意した。

委員会は、本件の長年にわたる性質及び委員会における以前の議論、直近では 2018 年の議論に留意した。

委員会は、議論を考慮し、政府に対し、条約に沿い、使用者団体及び労働者団体と協議の上、以下を検討するよう要請した。

- 消防職員の状況及び勤務条件の更なる改善
- 刑務官のうちどのカテゴリーが警察の一部と考えられ団結権から除外されるのか、どのカテゴリーが警察の一部とは考えられず団結権を有するのか。
- 公務員に関して、
 - 人事院の手続が、効果的で中立かつ迅速な調停・仲裁手続を保証していることを確保すること。
 - この条約に沿い、自律的労使関係制度を引き続き慎重に検討するとともに、それに関する様々な課題の解決策を模索すること。
- 地方公務員がこの条約に定める権利及び保障を享受することを確保するため、地方公務員法その他関連法令を確認すること。

委員会は、政府に対し、2024 年 9 月 1 日までに、上記の全ての事項につき達成された進展に関する報告書を専門家委員会に提出するよう要請した。

2021年条約勧告適用専門家委員会 IL0第98号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約

1949年（第98号）

日本（批准：1953年）

委員会は、報告書がこの問題に関する追加情報を提供していないことに留意しつつ、政府が、関係する社会的パートナーとの協議を迅速化するためにあらゆる努力を払い、近い将来、国の行政に従事しない全ての公務員に団体交渉権を保障する自律的労使関係制度の確立のための措置を採用することを強く期待する。その間、委員会は政府に対し、公務員に対する団体交渉権の否定に対する代償措置として、人事院勧告制度の機能に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、報告書がこの問題に関して有意義な情報を提供していないことに留意し、政府が次回の報告書において、開催された具体的な協議と、国有林野事業職員が団体交渉権を含む条約の完全な保障を受けられることを確保するためにとられた措置に関する情報を提供することを改めて強く希望する。

委員会は政府に対し、条約に基づく権利が地方公務員を区別なくカバーし、自治体の職員団体の団体交渉権がこれらの改正の導入によって損なわれないことを保証するため、自律的労使関係制度の検討を促進するよう強く要請する。委員会は、政府に対し、この点に関してとられた措置または予定されている措置に関する詳細な情報を提供するよう要請する。

2019 年条約勧告適用専門家委員会
ILO 第 102 号条約及び第 121 号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

社会保障の最低基準に関する条約
1952 年（第 102 号）
日本(批准：1976 年)

業務災害の場合における給付に関する条約
1964 年（第 121 号）
日本(批准：1974 年)

委員会は、社会保障に関する既批准条約の適用に関する問題の包括的な見解を提供するため、第 102 号条約（最低基準）及び第 121 号条約（業務災害給付）を合わせて検討することが適切であると考える。

委員会は、政府に対し、この検討の結果及びパートタイム労働者の適用をさらに拡大するために取られた措置又は予定されている措置に関する情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、本条約の報告様式タイトル I～V に従い、老齢給付の所得代替率に関する統計データを提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、本条約の報告書様式タイトル VI に従い、老齢給付の調整に関する統計データを提供するよう要請する。

第 71 条が、財政的均衡に関する必要な保険数理上の研究及び計算が、定期的に、かつ、いかなる場合にも給付の変更、保険拠出金の額の変更又は当該給付事由を対象とする給付にあてられる税の変更に先立って、行われることを確保するよう求めていることを想起し、委員会は、政府に対し、失業保険制度の持続可能性を確保する観点から、失業保険制度に関するそのような保険数理上の研究及び計算が定期的に行われているか否かを示すよう要請する。

第 71 条（3）に基づき、政府は給付の適正な支給について一般的責任を負うことを想起し、委員会は、政府に対し、次回の財政検証の結果に関する情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、第 121 号条約第 26 条の適用において、労働に係る事故及び職業病を予防するために取られた措置又は予定されている措置に関する情報を提供するよう要請する。

2017 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 115 号条約オブザベーション（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
電離放射線からの労働者の保護に関する条約
1960 年（第 115 号）
日本（批准：1973 年）

委員会は、本条約に関する 2015 年の一般的見解、特に、第 30 項に含まれる情報の要請について、政府の注意を喚起したい。

委員会は、政府に対し、本条約に規定された保護が緊急作業者に適用されることを確保するための更なる措置をとるよう強く要請する。特に、緊急作業者に提供される訓練と情報に関する政府の報告、及び緊急作業の従事にあたって可能な限り労働者の希望が考慮されなければならないという政府の報告に留意し、委員会は、政府に対し、特例緊急被ばく線量限度にさらされる可能性のある作業員が自主的に従事することを確保するための措置を講じるよう要請する。委員会は、本条約第 6 条が、電離放射線の最大許容線量は、その時の知識に照らして絶えず検討すると規定していることを想起し、政府に対し、この種の労働者のために設定された最大許容線量を見直すためにとられた措置に関する情報を提供するよう要請する。また、政府から提供された情報に十分留意しつつ、委員会はさらに政府に対し、2011 年の地震の後、高線量の電離放射線に被ばくした労働者を監視するためにとられた長期的措置に関する詳細な情報を引き続き提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、本条約に規定された保護が除染及び廃炉作業に従事する労働者に適用されることを確保するための努力を追求するよう強く要請するとともに、この点に関して政府が講じている措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。その点に関し、委員会は、政府に対し、この種の労働者に関して講じている長期的な健康管理措置に関する情報を提供すること、及び除染作業に従事する事業者に対し、「除染等業務従事者被ばく線量登録制度」への参加が義務付けられているか否かを示すことを要請する。

委員会は、政府に対し、除染作業に関連して労働基準法第 62 条に違反した場合に適用される具体的な罰則を含め、18 歳未満の労働者の職業被ばくに関する国内法規定の施行を確保するために講じている措置、及び、この作業に不法に従事した 18 歳未満の労働者に対する関連保護措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 115 号条約一般的見解（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

電離放射線からの労働者の保護に関する条約

1960 年（第 115 号）

22. 対応組織と使用者は、受ける線量が 50 ミリシーベルトを超える可能性のある行動をとる緊急作業者が、自主的に従事すること、関連する健康リスク及び保護と安全のために利用可能な措置について、事前に明確かつ包括的に知らされていること、さらに可能な限り、取ることが求められる可能性のある行動について訓練を受けていることを確保すべきである。

30. 条約第 3 条（1）に基づき、労働者の健康と安全に関して、電離放射線から労働者を効果的に保護することを確保するため、その時に利用し得る知識に照らして、あらゆる適当な手段が取られなければならない、また、第 6 条（2）に基づき、最大許容線量及び最大許容量は、その時の知識に照らして絶えず検討されなければならない。委員会は、各國政府に対し、電離放射線に対する労働者の保護制度を、上記パラグラフ 2~29 に要約されている 2007 年の国際放射線防護委員会（ICRP）勧告（出版物 103）及び改正された IAEA 国際基本安全基準（BSS2014）に示された知見に照らして見直すよう求める。特に、委員会は、この分野の法律、規則、指令、規定及びその他の文書が、法令及び実践において、労働者の健康と安全に関して、労働者の効果的な保護を確保する観点から再検討されることを期待する。委員会は、各國政府に対し、今後の報告において、以下の事項に関して講じられた措置又は検討中の措置を示すよう要請する。

37. 緊急事態においては、基準レベルは 20~100 ミリシーベルトの範囲内か、可能であればそれ未満となるように選択されるべきである。緊急時に、緊急作業者が 50 ミリシーベルトを超える被ばくを受けないようにするための措置が取られるべきである。例外的な状況においては、緊急作業者は、情報を知らされた上で、次の場合にのみ、自主的に高い線量に被ばくし得る。 (a) 人命救助又は重傷の予防のための場合、(b) 深刻な確定的影響を防止するための措置や、人々や環境に重大な影響を及ぼす可能性のある壊滅的な状況の発生を防止するための措置を取る場合、(c) 大規模な集団線量を回避するための措置を取る場合。このような例外的な状況においては、保護と安全のための利用可能な措置と、そのような労働者の被ばく線量を BSS2014 に定められたガイダンス値未満に抑えるためのあらゆる合理的な努力がなされるべきである。

注 19 - 対応組織とは、緊急事態対応のあらゆる側面を管理又は実施する責任を負うものとして、国によって指定又はその他の方法で認められた組織である。

2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 119 号条約ダイレクトリクエスト (抄)

(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

機械の防護に関する条約

1963 年 (第 119 号)

日本 (批准: 1973 年)

委員会は、政府に対し、本条約の実施のために取られた措置に関する社会的パートナーとの協議について、引き続き情報を提供するよう要請する。また、労働安全衛生規則第 32 号の 2012 年の改正の写しについても提供を求める。

2015 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 120 号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
商業及び事務所における衛生に関する条約
1964 年（第 120 号）
日本（批准：1993 年）

委員会は、政府に対し、実際の条約の適用状況に関する情報を、報告された労働災害及び職業病の件数、性質及び原因に関する利用可能な統計データ並びに報告された違反の件数、性質等に関する利用可能な統計データを含め、提供するよう要請する。

2019年条約勧告適用専門家委員会 ILO第131号条約ダイレクトリクエスト（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

開発途上にある国を特に考慮した最低賃金の決定に関する条約

1970年（第131号）

日本（批准：1971年）

委員会はまた、漁業部門の労働者代表と使用者代表が、2016年に最低賃金の対象となる漁業の種類を拡大することで合意しており、関係する労使団体と調整し全ての種類の漁業に対する最低賃金率の設定を引き続き検討するとの政府の報告に留意する。

2015年条約勧告適用専門家委員会 ILO第139号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約
1974年（第139号）
日本（批准：1977年）

委員会は、政府に対し、禁止又は届出若しくは規制の対象とするがん原性物質及びがん原性因子の定期的な見直しについて、混合物の審査を含め、引き続き情報を提供するよう要請する。また、評価手続改善のために導入しようとしている措置、及び印刷業界で使用される化学物質の見直しを目的として導入済みの措置又は見込まれる措置についても、引き続き情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、違反が認められた件数が大幅に増加している理由について情報を提供するよう要請するとともに、適用した罰則を含む認められた違反に対して実施した措置について示すよう求める。さらに委員会は政府に対し、認められた違反の件数とその性質及び職業病の発生件数並びにその性質及び原因等の、条約の実際の適用状況に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

2021年条約勧告適用専門家委員会 ILO第144号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約
1976年（第144号）
日本（批准：2002年）

委員会は、政府報告書とともに受領した日本労働組合総連合会（連合）の見解及び 2021 年 8 月 31 日に受領した全国労働組合総連合会（全労連）の見解に留意する。委員会は政府に対し、この点に関する意見を提出するよう要請する。

委員会は、連合がその見解の中で提供した、基本条約である第 105 号条約の批准のための法案が 2021 年 6 月 9 日に採択されたことを示す情報に関心を持って留意する。

委員会は、政府に対し、条約の下で要求されている国際労働基準に関する三者協議を改善するためにとられた措置について引き続き報告し、未批准の ILO 条約、特に第 111 号条約、第 175 号条約、第 183 号条約、第 189 号条約及び第 190 号条約の批准の見込みを再検討するために開催された協議を含め、条約第 5 条（1）に列挙された全ての事項に関する協議の内容及び結果について詳細な情報を提供するよう要請する（第 5 条（1）（c））。また、委員会は、政府に対し、第 105 号条約の批准の可能性に関するいかなる進展についても情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、第 144 号条約第 4 条及び第 152 号勧告 3 及び 4 に従い、この点に関してとられた措置について、三者構成員の能力を構築し、仕組み及び手続きを強化するためにとられた措置、並びに特定された課題及び好事例も含めて、次回の報告で最新の情報を提供するよう招請する。

2015年条約勧告適用専門家委員会 ILO第162号条約オブザベーション（抄）

（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

石綿の使用における安全に関する条約

1986年（第162号）

日本（批准：2005年）

委員会は、政府に対し、条約第21条を船員及び鉱山労働者に適用するためにとった措置を、これらの労働者のための健康診断及び過去に石綿に被ばくした船員に交付した健康管理手帳の数に関する具体的な情報も含めて明らかにするよう求めた前回の要請を改めて表明する。

委員会は、政府に対し、復旧・再建に従事する作業者を石綿への職業ばく露に起因する健康障害から保護するためにとられた措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する。委員会はさらに、政府に対し、改正石綿障害予防規則の写しを提出するよう要請する。

委員会は、政府が採択した措置に十分留意した上で、政府に対し、石綿を含有する構造物の解体についてとられた措置に関する情報を、再生砕石への石綿の混入に対処するための省庁間協力の結果とられた具体的な措置に関する情報も含めて、引き続き提供するよう要請する。また、委員会は、政府に対し、作業場から放出された石綿粉じんによる一般環境の汚染を防止するためとられた措置に関する情報を引き続き提供するとともに、2013年に改正された大気汚染防止法の写しを提出するよう要請する。

委員会は、政府に対し、条約の実際の適用状況に関する情報を、労働監督活動に関する統計データ（訪問件数、違反摘発件数及びとりわけ科された制裁の件数）のほか、石綿起因疾病の件数及び性質、並びに石綿起因疾病の病因に取り組むためとられた措置又は計画された措置の情報も含めて、引き続き提供するよう要請する。

2015年条約勧告適用専門家委員会 ILO第162号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)
石綿の使用における安全に関する条約
1986年（第162号）
日本（批准：2005年）

委員会は、作業の過程で労働者の石綿被ばくを伴うすべての活動に対して広範に条約が適用されることに留意し、政府に対し、石綿に被ばくした労働者が職業危険に関して自らの健康を管理し、及び石綿被ばくに起因する職業病について診断するために必要な健康診断をどのように受けているかに関する情報を提供するよう要請する。また、これに関連して、委員会は、政府に対し、石綿健康被害救済法が、石綿で汚染された現場に隣接する事業場で勤務し被ばくした可能性のある労働者に適用されるか否かに関し、情報を提供するよう要請する。

2015年条約勧告適用専門家委員会 ILO第187号条約ダイレクトリクエスト（抄）
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約

2006 年（第187号）

日本（批准：2007年）

委員会は、政府に対し、この点に関するあらゆる進展について引き続き情報の提供を求める。

委員会は政府に対し、労働市場の全ての分野における監督に関する統計データ、並びに労働安全衛生の向上を目的として導入されている予防措置及びその他の措置を含む監督の成果について、情報を提供するよう要請する。また、委員会は政府に対し、1947 年の工業及び商業における労働監督に関する条約（第 81 号）に基づく意見に言及するよう要請する。

委員会は、政府に対し、50 人未満の事業に関する労働安全衛生問題に関する使用者、労働者及び労使双方の代表者間の協力促進のための取組について、更なる情報の提供を求める。

委員会は、政府に対し、労働安全衛生に関するデータの収集と分析のための制度について、引き続き情報を提供するよう要請する。また委員会は、政府に対して、この点についてこれまでに実施された保険制度及び社会保障制度との連携について、更なる情報を提供するよう要請する。委員会は、政府に対して、報告された労働災害及び業務上の疾病について、その件数、性質及び原因に関する統計データなど条約の実際の適用に関連して収集された情報を提供するよう要請する。

委員会は、政府に対し、この点に関するあらゆる進展について、引き続き情報を提供するよう要請する。